

第173号

瓦版 えくれしあ

～ 集いの場 ～



目次

- 1.外国人の年末調整・扶養控除・社会保険料などから
- 2.新聞記事等から
外国人技能実習、厳正化へ 受け入れ先を監督 適正化法あす施行
学生、矛盾抱えた戦力「もっと働かないと」
技能実習制度、外国人失踪ハイペース 半数がベトナム人 群馬
旭川に300人超、ベトナム人実習生の夢と不満
実習・バイトが主流? 外国人材100万人の素顔
- 3.Drifting too far - 41 入院生活から - 5
- 4.本の紹介 守教(上・下) 新潮社 帚木 蓬生 著
- 5.今月の言葉

外国人の年末調整・扶養控除・社会保険料などから

先日知り合いのフィリピン人から年末調整で会社に提出する母国の扶養家族証明書の翻訳依頼がありました。平成28年から外国人の扶養控除については母国の行政機関が発行する扶養証明書の添付や扶養家族一人一人に送金する必要があるなどの改正が行われました。どの程度の混乱があったか分かりませんが、技能実習生はもとより定住外国人にとってもこうした改正は知らされないまま一方的に拒否されたり、年末調整時に具体的な指示も無いまま突然書類がなければ認められないと言われた人が散見されました。彼女もその一人で、昨年この時期に会社から母国の扶養家族証明書がなければ扶養控除は認められないと言われて相談がありました。フィリピンの場合はバラングイの証明書でいいため、ひな形を渡してバラングイの証明書を送らせ、扶養家族各人への送金領収書は12月中に送金して提出することで会社の了解を得てもらい無事年末調整が済みました。今年は、転職先が処理方法をよく知らないため説明したとのことですが、資料をそろえて渡してもらうことにしました。外国人に要求される母国の証明書にはすべて翻訳の添付が必要となります。翻訳してくれる人を見つけるのは大変ですし、見つけたとしても無駄な費用の支出が必要となります。扶養証明書については分からないでもありませんが、扶養家族一人ひとりに送金した領収書の添付は意地悪としか言いようがない話です。さらに16歳未満の子供についてはこども手当が支給されるため所得税での扶養控除は認められていません。子供手当の支給は日本に居住している子供しか対象にならない為、母国に子供をおいてきている外国人に対して、こども手当は支給されないうえ所得税からの控除も認められないとなれば外国人に対する差別と言えないとしても、所管官庁が財務省と厚生労働省と違うことからくる連携不足で外国人が法律の狭間に落ちこんだ例の一つと言えます。良い悪いは問わず国の方針として単純作業や介護等での外国人の導入がものすごい勢いで進んで状況を考えるとこうした不利益が無い様にしてもらいたいものです。

技能実習生も所得税での扶養控除について、ある協同組合の担当者が「所得税の扶養控除は一切認めていない。」言っていました。書類を整える指導が面倒くさいことからだと感じられます。また福岡の農業に技能実習生を送り込んでいる協同組合では、「全員が送金しているので書類は整えなくても所得税は徴収していない。」と言っていました。しかし先日入手した技能実習生の賃金支給明細書では所得税が控除されていました。下記の表です。総支給額(156,977円)から計算すると1,050円の所得税は扶養家族1名の場合に該当します。フィリピン人の場合、両親兄弟と数名の家族に送金しています。日本人の扶養家族の収入限度額は103万円ですが外国人にはこうした金額的な制限はなく、わずかな金額でも生活援助として送金していれば扶養控除の対象となりますので1人しか扶養していないことはあり得ない話と考えられます。書類を揃える必要が無いと言う反面扶養家族を1名に限定としているのでしょうか。この辺りのことは本人に確認してみなければいけないと考えています。

健康保険	厚生年金	雇用保険	所得税	寮代	光熱費	控除合計
16,000		785	1,050	10,000	15,000	42,835

ついでなのでこの賃金支給表をもう少し見ていきます。ここは株式会社なので健康保険と厚生年金保険に加入させる必要があります。しかし厚生年金欄は空欄となっていますので加入させていないということになります。健康保険の欄は国民健康保険料を賃金から控除していると考えられます。しかしこの都市の健康保険料を計算してみるとこの金額に該当する年収は252万円(月額平均21万円)に該当します。実際の収入は月額16万円前後なので国民健康保険料の月額12千円程度となります。差額の4千円は賃金回収が目的なのか不明ですが、住民税が併せて徴集されているのかもしれませんが、もしそうであるのならば正確に区分すべき問題といえます。

厚生年金の問題に戻ると国民健康保険に加入させても国民年金にも加入していないこととなります。確かに、年金保険料の掛け捨ての問題があるため分からないでもありませんが、技能実習生の為というよりは会社が負担する同額の厚生年金保険料と健康保険料(22,792円)を回避する目的としか言いようがありません。この協同組合では個人経営の農家でも国民年金への加入はさせていません。もし仕事以外の傷病で障害等級に該当する障害を負った場合にはその責任はだれが取るのでしょうか。当然会社に責任があると同時に管理責任を怠った協同組合に対しても共同不法行為として責任追及がなされるはずですが、今、この協同組合の技能実習生の一人が業務外の病気の手術の予後が悪いようで入退院を繰り返しています。病院が賃金補償をしているようなので医療過誤に該当する可能性があるかもしれませんが、もし障害等級に該当して年金受給が可能となったとしてもこの技能実習生は障害年金をもらうことはできません。こうした例は少ないかもしれませんが、交通事故で寝たきりになる例も無いとはいえません。ちなみに年間30名程度の技能実習生が死亡しています。この中には業務外の交通事故や水難事故があります。仕事中に暴行を受けて鎖骨を骨折したり鉄パイプで口を突かれて負傷して裁判に訴えたも例がありますし、社長に金槌で頭を叩かれて負傷して帰国させられたとの報告もありました。もし裁判となれば死ぬまでに受け取れる年金額を会社と協同組合が負担せざるを得ない危険があることを考えたことが無いのでしょうか。仕事柄会社の労務管理を指導している者としてリスク管理の面から技能実習生に対する扱いを見ると年恐ろしさを感じざるを得ません。技能実習生は制度としてこうした措置が確実に取られるようにと監理団体としての協同組合に受入企業への指導が義務付けられているにも拘わらずこうした状況が散見されます。もしこうしたセイフティーネットを管理する団体が存在しないまま外国人労働者を受け入れたらどうなることでしょうか。技能実習生問題の最大の原因はコンプライアンスを守らない会社があることに尽きます。しかしこうした会社でも技能実習生の同僚である日本人に対してはそれなりにコンプライアンスを守っているため外国人であることを理由とした差別的取り扱いといえます。

新聞記事等から

外国人技能実習、厳正化へ 受け入れ先を監督 適正化法あす施行

2017年10月31日 05時00分 朝日新聞 DIGITL



外国人技能実習生の実習期間を5年に延長

外国人技能実習生の実習期間を5年に延長する技能実習適正化法が11月1日に施行され、新制度が始まる。外国人技能実習制度は1993年に始まったが、基本理念や全体の枠組みを明文化したのは初めて。実習生を「安価な働き手」として利用している実態が国際的に批判されており、受け入れ企業や団体への規制強化や人権侵害行為への罰則も設けられた。

新制度では技能実習生の技能検定試験の合格率が高いなど、優良な監理団体や企業には、実習の最長期間を3年から5年に延ばし、受け入れ人数の枠も広げる。あわせて技能実習の職種も77種類に拡大され、初めての対人サービスである「介護」が加わった。

一方、賃金の不払いや過酷な長時間労働など劣悪な労働環境が内外で批判されていることをふまえ、認可法人の監督機関「外国人技能実習機構」を新設。実習生を受け入れる窓口となる農協や商工会などの監理団体や、受け入れ企業への監督を強化した。

監理団体や企業は、実習生ごとに報酬や労働時間を明記した実習計画を作成し、機構の認定を受けなければ、実習生の受け入れができなくなった。実習生の待遇改善のため、認定には、賃金が日本人と同等であることを示す資料の提出を義務付けた。

機構は認定後も監理団体や企業を実地検査し、実習計画が守られているかを調べる。計画に反していれば、許可が取り消されることもある。長時間労働などの違法行為だけではなく、外出禁止などの私生活の不当制限や、パスポートの取り上げなどの人権侵害行為にも罰則を設けた。

「実習生保護、徹底を」

国内の労働現場が働き手不足に悩むなか、技能実習制度はその「穴埋め」として利用されているのが実態だ。安倍政権は経済戦略のひとつに据えており、技能実習生は第2次政権発足直後の12年末から5年足らずで約10万人増加。今年6月末現在で25万人を超えた。期間や対象職種を拡大する新制度はこれに拍車をかけることになる。

法律は実習生の保護もうたうが、国土館大学の鈴木江理子教授（労働政策）は「受け入れ拡大を進めるのであれば、まずは実習の適正な実施と実習生の保護が徹底されたかどうか検証されてからにするべきだ」と批判。専門家には外国人労働者の受け入れ問題について本格的な議論がなければ、構造的問題は変わらないと指摘する声が多い。

それでも、少しでも実習生の保護という目的をかなえるためには、新設の外国人技能実習機構の役割が重要になる。実地検査などといった権限を十分に生かして、受け入れ先となる監理団体や企業を監督できるかにかかっている。

(小松隆次郎)

留学生、矛盾抱えた戦力「もっと働かないと」

2017/10/18 付 日本経済新聞 朝刊

コンビニなどが人手確保の受け皿としている（東京都新宿区の店舗）



100万人を超える外国人労働者の中で、技能実習生と並んで留学生が急増している。約21万人に上り、5年前の約2倍に増えた。アルバイトでいわゆる単純労働の分野を支えている。

都内の日本語学校に通うミャンマー出身のス・ライさん(28)は、老人ホームに加えてコンビニでも働き始めた。アルバイトに費やすのは規定ぎりぎりの週28時間。「それでも生活費が足りないので親の仕送りでやりくりしている。本当はもっと働かなきゃいけない」

学業目的でビザを得る留学生の労働は「資格外行動」で週28時間以内に制限される。だが、学費や生活費を自分で賄う理由で違反する人もいる。28時間を超えて働くネパール人留学生のハサン・ヤーダブさん(仮名、24)は「制限がきつすぎる。少しぐらい許してほしい」と声をひそめる。

バイト先に困らないのはコンビニや飲食業界などが人手確保の受け皿としているからだ。技能実習制度は職種や受け入れ企業に制約があるが、留学生にはそれがなく雇入れの自由度が高い。

留学生急増の背景には日本での学業や就職だけでなく滞在中に「高賃金」で働ける魅力もある。日本語学校はここ10年で200以上増え600校を突破。2016年度の学生数は6万8165人で前年度比21%増えた。

学生は2種類に分かれる。技術・知識取得や就職のため専門学校や大学に進む留学生と、授業をそっこのけで働く「出稼ぎ留学生」だ。

2月から福岡県内の日本語学校に通うネパール人留学生のラム・ライさん(仮名、27)は「日本で稼げるだけ稼ぐ。帰って裕福に暮らしたい」と言い切る。コンビニなどで週60時間働き、学校には毎日1～2時間顔を出すが「建前上、行かないといけないからだ」。

沖縄県内のある日本語学校の幹部は「出稼ぎがかなり含まれている」と打ち明ける。出稼ぎ留学生は来日するために借金し、出身国の業者に多額の仲介料を支払う場合がある。週28時間を大幅に超えて働かなければ、来日の目的が果たせない。政府は日本語学校や企業に監視を促すなど防止や取り締まりを進める。

出稼ぎ留学生の存在は人手不足の地域や企業のニーズの副産物といえる。経済協力開発機構(OECD)によると、主要国のアルバイトの時間制限は「週20時間程度」が多く、そもそも日本の「週28時間」は最も長い。

留学生が学費を自分で賄おうとしたり社会や企業と接点を持って就職につなげたりするのは大切なことだ。ただ、国内で留学生が外国人労働者の一翼を過度に担うようであれば、あまり健全な姿とはいえない。

政府が単純労働を目的とする外国人を原則受け入れていない中、若い労働力を確保するためのびぼう策にすぎない。今後も増えそうな「働く留学生」は、外国人材受け入れのひずみを映し出している。

技能実習制度、外国人失踪ハイペース 半数がベトナム人 覚書の効果なし 群馬

2017.10.31 07:09 産経ニュース

来日して働きながら学ぶ「技能実習制度」で群馬県内に滞在する外国人の失踪が、昨年を上回るペースで推移していることが30日、分かった。特にベトナム人の増加が目立ち、今年2月、円滑な受け入れに向け県と同国と県が締結した覚書の効果は出ていない。11月には実習生の介護分野での就労を可能にする関連法案が施行されるが、需要を増やすだけでいいのか、失踪事案への対策が急務だ。(吉原実)

県警によると、10月23日現在、実習制度で来日し県内で失踪したと認知した外国人は82人(暫定)で、昨年1年間の計88人を上回るペースとなっている。今年上半期(1~6月)は36人で、前年同時期比でわずかに減少しているが、県警は景気動向次第で「より高収入が見込める職種を求め、増加することも懸念される」と分析している。

来日から早い段階で失踪するケースが依然、後を絶たない。今年上半期でみても、入国から1年半以内での失踪が23人と全体の64%を占める。在留期限のある時期に失踪、見つかっても逮捕を免れ、難民申請するなどして働き続けられるなど現行制度の“抜け穴”を狙ったものだ。失踪者のうち発見に至るのは「年に数件」(県警)。多くが不法残留者となるが、中には、「『帰国したい』と交番に出頭するケースもある」(捜査関係者)という。

国籍別で見ると「横のつながりが強い」(関係者)といわれるベトナム人の失踪が目立つ。今年上半期では、失踪者全体の47%を占める17人(前年同期比3人減)で中国人は12人(同2人減)。県警は、国内の好況などで中国人実習生が減り、ベトナム人が増加しているとみている。外国人技能実習機構が作成した資料によると、昨年10月末時点で全国のベトナム人実習生は対前年同期比で56.4%も増加している。

こうした傾向を受け県は2月、ベトナムと技能実習生の円滑な受け入れ育成を図るための覚書を締結、失踪事件減少に向け連携してきた。しかし、現実には期待とは裏腹にベトナム人の失踪者は高止まりしている。都道府県レベルで初の覚書を交わした以上、さらなる取り組みが求められる。

外国人技能実習制度 企業などが外国人を受け入れ、習得した技術を母国で生かしてもらうことを目的に、平成5年に創設された。現行制度下では入国時の在留期限は通常1年間で2年目に在留資格を更新、最長の実習期間は3年間。平成28年末の実習生は全国で約23万人。賃金不払いや不法就労者の雇用などの問題が指摘されている

新制度「介護」の実習可能

外国人技能実習生をめぐって11月から施行される新しい制度では、農業など従来の実習分野に「介護」が加わり、実習期間は最長で5年となる。優良団体は、実習生の受け入れ枠を増やすことが可能になる。

また、実習生の失踪の原因となる賃金不払いなど、受け入れ側の日本企業や、ブローカーなど悪質な送り出し機関を排除するなど、政府間で連携し、運用面でも厳格化される。

具体的には、実習先で適切に制度が運用されているのかを監督する監理団体を許可制にし、パスポートの取り上げなどの「不正行為」を通報できる窓口を設置する。介護分野に限っては、実習生に対しても入国時から一定程度の語学力を求めるほか、実習生5人に対し、1人以上の指導員を選任しなければならないなど特別な要件を設ける。

県の高齢者保健福祉計画（第6期）によると、平成37年時点で1万1793人の介護従事者が不足すると推計され、期待も高まる。

旭川に300人超、ベトナム人実習生の夢と不満

2017/10/17 2:00 日本経済新聞 電子版

北海道第2の都市、旭川市。マイナス41度という最低気温の国内記録を持つ同市だが、9月中旬はまだ汗ばむような陽気が続いていた。郊外で作業が続く道路の舗装工事の現場では、地元の建設会社の社員4人と一緒に若いベトナム人技能実習生が慣れた手つきで仕事をこなしていた。

進む人口減、災害復旧も人手不足



道路舗装の工事現場で率先して働くベトナム人技能実習生のズオン・キム・ナムさん（左、旭川市）

「ナム、こっち来て測って」。地元の建設会社、豊岡建設の作業員が声をかけると、ズオン・キム・ナムさん（21）は指示をあおぐこともなく測定用の機材で測量を行う。「みんな優しく、仕事にはもう慣れました」。人懐っこい笑顔で話す。ベトナム南部のダクラク省から2年前に来日し、同社の建設現場で実習を重ねている。こうした若い戦力が人手不足の現場を支えている。

旭川市の人口減少はそのペースを上げている。市によると、現在約34万人の人口は、出生率の向上や若者を中心とする流出抑制策を講じても2035年には30万人を割り込む予想だ。高校生のほとんどは就職先として札幌や東京を目指す。中心街の空洞化を象徴するように、16年9月には旭川駅前にあった百貨店、西武旭川店が閉店に追い込まれた。深刻なのは経済活動だけではない。

16年夏。北海道は連続台風による未曾有の水害に見舞われた。旭川市の南に位置する南富良野町では空知川の堤防が決壊し、市街地や農地に甚大な被害をもたらした。道内の建設・土木業者が復旧にあたったが、作業員が足りず道が発注した工事の入札が不成立になるケースも出た。堤防復旧には1年を要し、原状回復にはなお4年はかかるともいわれる。地方の人手不足は日常的な経済活動を滞らせる以前に、自然災害の復旧にさえ壁として立ちはだかる。もはや日本人だけで地域社会を成立させることが困難になっているのだ。

交通ルールやJアラート、講習で学ぶ



日本語研修を受けるベトナム人技能実習生（スカイブルー協同組合北海道事務所（旭川市））

人手不足に陥る単純労働の現場に人材を送り込んでいるのが外国人技能実習生を育てる監理団体だ。市内にある監理団体「スカイブルー協同組合北海道事務所」では、市内企業での実習に備えるため、18～35歳の9人のベトナム人が日本語研修に取り組んでいた。講師は日本人とベトナム人通訳の2人態勢。通訳の給料はベトナムの送り出し機関が負担している。

「今朝、北朝鮮からミサイルが発射されました。警戒が出されたら十分気をつけてください」。9月15日の講習では北海道警から派遣された職員がそんな注意を促した。この日の早朝、実習生

らは全国瞬時警報システム（Jアラート）のけたたましい音で起こされた。講習では日本語だけでなく、交通ルールや日常生活での注意点も教える。

旭川市で働くベトナム人技能実習生は300人を超える。同事務所は立ち上げからこれまでの約1年半で、建設業や水産加工業、ビルクリーニングなどの企業に100人以上のベトナム人実習生を配属させた。人材を求める地元企業は40社に上り、まさに労働力の供給源になっている。冒頭の工事現場で働くズオンさんも、同事務所から配属された実習生だ。ウインウインの関係でうまく機能しているかに見える実習制度だが、現場からは不満も漏れる。

月に3万5千円、税・年金の負担重く



ベトナム人技能実習生に話をするスカイブルー協同組合北海道事務所の若松文彦所長（右、旭川市）

ベトナム中北部のハティン省で銀行に勤務していたグエン・トウア・トアさん（27）は同事務所の研修を経て旭川市で河川ののり面ブロックの敷設を手掛けている。来日して2年あまり。月収はベトナムの4～5倍の約19万円で8万～9万円をベトナムに仕送りしている。送り出し機関に支払った費用は90万円に上るが、その時の借金はすでに返済し、両親のために家も建てた。グエンさんが不満なのは、月収の

うち税金や年金など約3万5000円を徴収されることだ。「仕事の内容には満足しているけど、なんでこんなに取られるのかよくわからない」というのが本音だ。

技能実習生の労務管理のルールでは、実習生は基本的に所得税や住民税、年金も徴収される。母国での月収に近い金額を引かれるため負担感は大きい。同事務所の若松文彦所長は「年金の場合、実習生に7割が返還されるが、企業は100%負担する。日本で老後を過ごすわけではない実習生から年金を取るのをおかしい」と指摘する。

1業種1職種、畑作できても稲作ダメ

実習生として従事できる仕事も細かく決められ、基本的に1業種1職種でしか働けない。例えば農業の場合、畑作はできるが稲作はできない。酪農では乳牛に関わる仕事はできるが肉牛はできない。建設も作業が限定されているため、災害復旧であっても需給に応じて実習生を幅広く派遣できるわけではない。北海道ならではの事情もある。冬場は雪の影響で建設や農業の現場が少なくなり、年間を通じ安定して働ける現場が限られるのだ。

事務所内にはせっけんやお香などのベトナム雑貨も販売している



実習生から金を取るときは労働者として扱い、金を払うときは職業選択の自由が制限される実習生として扱う。この矛盾の中で実習生は単純労働の現場を支えている。若松さんは「多くの実習生が手取りが減ることにがっかりしている。実態として労働者なのだから、仕組みも労働者として整備すべきだ。労働者という本音と実習生という建前を放置しているから現場にゆがみが起きる」と話し、「働く仲間として単純労働の門戸を開かないと地方都市はこの先もたない」と訴える。

木材商社を経営していた若松さんは10年来、日本とベトナムを行き来し、現地の送り出し機関と提携しながら企業と実習生の支援をしてきた。建設現場で働くグエンさんは、帰国したらこの

送り出し機関で通訳として働くことも目指している。若松さんはベトナムとの連携を一層強化するとともに、来年からはミャンマーからの実習生も受け入れる計画だ。

同事務所には、ココナツせっけんやお香などベトナムの小物を売る雑貨ショップを併設しており、近所の人たちとの交流にも一役買っている。若松さんは「ベトナムでは現地の人と同じ生活をする中でとても親切にしてもらった。仕事の交流を通じて技術だけでなく文化や考え方も学べる。実習生には日本を好きになって帰ってもらいたい」と話した。（大久保潤）

実習・バイトが主流？ 外国人材 100 万人の素顔

2017.3.21 公開 2017.3.24 更新 日本経済新聞 (抜粋、編集)

<https://vdata.nikkei.com/newsgraphics/foreignworkers/#section-1>

日本で働く外国人が初めて 100 万人を超えた。

この 5 年間で 6 割近く増え、工場で、オフィスで、店頭で、戦力として存在感を示し始めた。

一方、日本で働く外国人の急増は新たな課題も生んでいる。

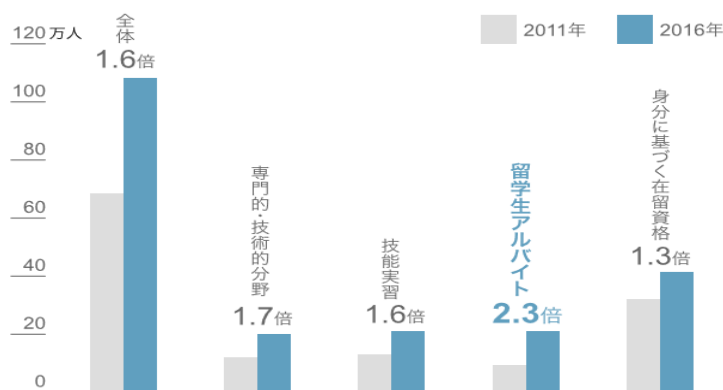
光と影をデータで探った。

SECTION 1

「留学生バイト」急増 5 年で 2.3 倍

日本で働く外国人は 108 万 3769 人。厚生労働省は 1 月、16 年 10 月末時点の外国人雇用状況を発表した。5 年前と比べると全体が 1.6 倍だったのに対し、留学生のアルバイトは同じ期間に 2.3 倍となり、伸びが著しい。

全体は 1.6 倍 在留資格別に見ると・・・



(出所) 厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」より。2011 年、16 年とも 10 月末時点

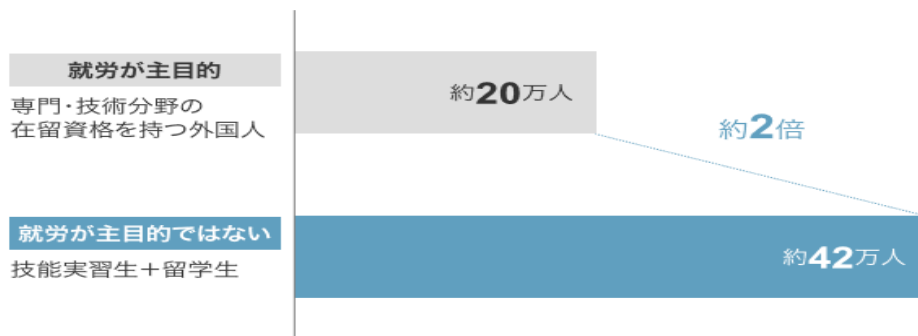
(表の注 1) 専門的・技術的分野の在留資格とは

日本で働くことを目的とする外国人に認める在留資格。分野ごとに定められた範囲で仕事ができる。グラフの数字は次の 14 の在留資格の合計。「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職 1 号・2 号」(職歴や年収などで一定の基準に達した高度外国人材)、「経営・管理」(会社社長など)、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」(IT 技術者、通訳、デザイナーなど)、「企業内転勤」(同一企業の日本支店に転勤する人など)、「興行」(俳優、ダンサーなど)、「技能」(外国料理の調理師など)。

(表の注 2) 身分に基づく在留資格とは

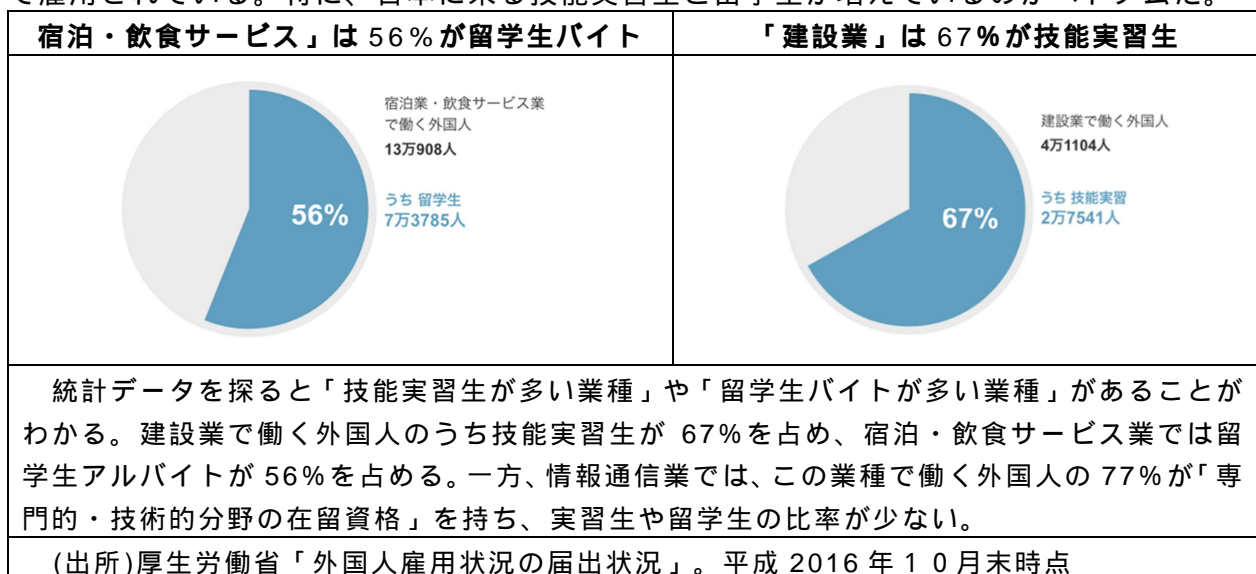
グラフの数字は次の 4 つの在留資格の合計。「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」(日系 3 世など)。これらの在留資格は仕事の分野に制限がない。

「技能実習 + 留学生バイト」が多数派



(出所)厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」。平成 2016 年 10 月末時点

日本で働く外国人のうち、就労目的の在留資格（専門的・技術的分野の在留資格）を持つ外国人は、16年10月末時点で約20万人。一方、就労が主目的ではない技能実習生と留学生アルバイトの合計は約42万人で、就労目的の在留資格を持つ外国人材の2倍の規模になる。技能実習は開発途上国などへの技術移転、留学生は学業が主目的だが、人手不足の職場では貴重な戦力として雇用されている。特に、日本に来る技能実習生と留学生が増えているのがベトナムだ。



EPISODE 1

訓練校で日本のルール学ぶ



「くず入れ」「水飲み場」「消火器」。教室には日本の標識がずらり。ここは、技能実習の候補生が日本語を学ぶベトナムの訓練校。2月から勉強を始めたクラスだ。全体では約100人が寮生活を送る。日本の技能実習で得る月給は、ベトナムの大卒初任給に比べ数倍になるといい、ベトナム人技能実習生の増加につながっている。

訓練学校の教室には、仕事に必要な様々な標識が張られている（ベトナム・ハノイ）

EPISODE 2

ベトナム人留学生、介護施設で戦力に



広島県福山市の介護施設では5人のベトナム人留学生が働く。ファム・ヴァン・ミンさん(24)は「仕事は楽しい。将来も日本の介護施設で働きたい」と話し、帰国後は技能実習生として再来日を目指すという。日本ではこうした介護施設や飲食業など、人手不足の現場で活躍する留学生アルバイトが増えている。

Drifting too far - 41 入院生活から - 5

9月25日から4日連続の通院での最後の抗がん剤治療があり10月5日から11日は間無菌室への入院となりました。治療結果の判定のペット検診が10月27日にあり、11月6日の受診日に、影も映らず問題ないため治療は終了し、月1回の受診と半年後にCT検査をすると告げられ、3月から続いた長い治療もやっと終わりました。とはいっても白血球とヘモグロビンは正常値の半分程度であり、腎機能は入院前の状況には戻っていませんし、抗がん剤の副作用のしびれや関節の痛みまた味覚障害等は個人差もあり改善時期は予測不能とのことでしたのでした。

前回の入院(9月5日~11日)期間中の土日に西条で酒祭りがありました。西条に住んでいる技能実習生の女の子たち4名と遊びに行く話をしていましたが残念ながら行くことができませんでした。しかし少しして以前行った縮景園のようないい場所が無いかと聞いてきたので紅葉には少し早かったのですが、三滝寺に連れて行くことにしました。体力的にはかなり厳しく、自宅静養が必要なのですが、こういう機会でもなければ一人では行くこともないため、私の方が連れて行ってもらう感謝しなければいけないのが現状です。来週は京都にバスで行くとのことでした。行きも帰りも夜行バスで京都の宿泊はないとのこと。日本での生活を楽しんでいます。さまざまな技能実習生たちと遊んでいると職場環境の違いを始め様々なことに気づかされます。

同じように今回の入院も、概念的には理解していても、病気になってまた入院して初めて気づくことなど色々あり、いい勉強になりましたので気づいたことに触れてみたいと思います。

【専門医と総合医】

今回の病気になる1年前から同じ病院の心臓内科に不整脈でかかっていた。大したこともなくほっておけばよかったのですがテニス仲間のお医者さんから「紹介状を書くから見てもらってこい。」と言われたのが切っ掛けでした。診察前に血圧を測りますがそれが何時のころからか脈拍が50台から70台になったのでこれを話しても特別関心を持たれることはなく、私自身も薬の影響かと思って気にも留めず1か月半ごとに薬をもらいに行く状態でした。仕事柄医療機関には危機管理上3か月に一度は血液検査をするように指導していますが患者さんに費用負担が発生することもあり難しいところもあります。1分間の心電図と問診と投薬だけの繰り返しでした。もし3か月に1度血液検査をしていたら早期に発見され体力のある状況で治療ができたかもしれません。現在の血液内科の先生も今の病気のための治療で、心臓内科への受診は中止状態となっています。専門分化した病院では自分の専門領域にしか関心がないのかもしれませんが。心臓内科の初診時に、「カテ・テル・アビレ・ションで根治出来る可能性が高いが300万円程度かかり医療経済的に問題があるが・・・」との話があり断りましたが、今回の入院の2か月前くらいからこの病院でも実施できるようになると熱心に勧められましたので手術をする先生とも話しをし、脈拍が増加しているということも話しましたが全く関心を示してもらえませんでした。実績を積み重ねることにばかりに関心がいき患者の全身管理には関心がないことに問題が無いとはいえません。やはり近所のかかりつけのお医者さんを中心とし、専門の医療機関との双方向的な連携体制が必要だと思います。同時に双方で医療費を算定する問題がありますし、複数の病院に通院している場合どこを中心とするかなど主導権争いも出てくるなど問題も多く難しい問題かもしれません。

本の紹介

守教 (上・下) 新潮社 各1,600円 梶木 蓬生 著



この教会は、福岡県三井郡大刀洗町にあり、殉教した庄屋平田道造の墓の上に建設された今村教会です。1913(大正2)年に教会建築の第一人者鉄川与助によって完成され、平成27年に国の重要文化財の指定を受けています。「守教」の舞台はこの今村教会のある地域にキリスト教が広まり、隠れキリシタンとしての時代そして明治に入ってからのカトリックへの復帰に至る時代が舞台となっています。上巻は大友宗麟が理想としたキリスト教国を造るべく大庄屋としてこの地に派遣された一万田右馬助がキリスト教を根付かせ近隣との連携を図る過程が描かれています。下巻に入るとキリシタン弾圧から殉教そして浦上の信者との連携を通してカトリックに復帰する過程が淡々とした筆致で描かれます。

カトリック教会では殉教が美化され、お祭り騒ぎになっていることに何かしら割り切れない思いがあります。真っ先に踏み絵を踏んでしまう自分から見ると殉教を美化するのではなくそうした時代の中に生きる辛さと隠れになりまた転んだ人達の信仰への思いを考えてしまいます。この本には弾圧の時代、聖職者たちが潜伏し全国を巡って必死で司牧に努めていた様子やお寺とも阿吽の関係を築き、模範的な農民として素朴に信仰を守り続けた様子が描かれています。この地域の殉教者平田道造は村人全員が棄教するとの証文には加わらず、兄であり隠れキリシタンである大庄屋に「今村の前庄屋が、どうしても棄教しないと放ち、あまつさえ、これからも布教を諦めんと言っているのだから、極刑でもって咎めをしていただきたい、そげな訴状です。」と藩に訴えることを迫ります。自分を犠牲にして村人の信仰を守る菩薩道の実行です。後に墓参りをしたペトロ岐部は「殉教するのは、私たち聖職者だけで十分です。あなたたち信徒は、生きてデウス・イエズスの願いを、この世で実行するのです。何としてでもです。何としてでも・・・」と語っています。浦上四番崩れの悲惨さの中ではなくロザリオを手作りし普段の生活の中で祈りを続けてきた人達の中に「信仰すること」を見つけていきたいとの思いを新たにしました。

言葉

勢、使い尽くすべからず

～調子にのるな～

勢いあまって本来の目的以外にも鋒先を向ける。

勢いあまってついてくる人たちを見失う。

勢いにまかせていると、弱いものが見えなくなる。

勢いが人を傷つけ、自分の首をしめる言動に走らせる。

だから、腹八分目でやめておく知恵が生まれました。

「続ほっとする禅語70」P.60

監修：渡會正純 文：杉谷みどり 書：石飛博光 (株)二玄社

発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所

フィリピン人労働者を支援する会

〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511

携帯 090-7590-0215

e-mail k.komatsu@do.enjoy.ne.jp <http://srk2002.com/>

平成29年 11月 1日 発行